平成２８年（フ）第５１号
新潟県上越市大字土橋1071番地５
破産者　吉野　秀明
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１１３号
愛媛県西条市氷見乙204番地10
破産者　小林　数美
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第７８号
大分市下郡南５丁目12番24―201号（江藤ビル）
破産者　今村亜紀久
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
宮崎県日南市南郷町中村甲4727番イ、住民票上の住所宮崎県日南市園田１丁目７番50号
破産者　齋藤　　親
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第３９号
宮崎県日南市園田１丁目７番51号、住民票上の住所宮崎県日南市園田１丁目７番50号
破産者　齋藤よ志江
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第１９３号
茨城県那珂市菅谷2977番地７　ピア・ハナワＢ棟102
破産者　栗原みゑ子
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２８６号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート７棟401号
破産者　加藤木一昭
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５２号
茨城県東茨城郡茨城町大字常井622番地１
破産者　原田　重利
１　決定年月日　平成29年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３２９号
札幌市東区本町２条７丁目５番34号
破産者　中嶋　憲明
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８９号
札幌市白石区北郷５条３丁目３番３号
破産者　髙谷　春康
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４９号
宮城県宮城郡利府町中央３丁目３番地１　笑顔荘２号棟、開始決定時の住所宮城県塩竈市杉の入３丁目７番６号
破産者　篠田　守雄
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
神奈川県三浦市城山町24―３　篠田まさ子方、開始決定時の住所宮城県塩竈市杉の入３丁目７番６号
破産者　篠田　浄徳
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
宮城県登米市迫町佐沼字中江１丁目２番地１　ＣＲＥＡ　Ａ棟
破産者　青木　新二
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第３５号
茨城県日立市金沢町３丁目14番10号
破産者　根本　浩治
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１７９号
茨城県つくば市高野502番地、住民票上の住所茨城県つくば市花畑１丁目４番地11　Σハウス花畑102号
破産者　中野　香織
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２４５号
茨城県つくば市台町３丁目14番地１　シンビオーシスＡ棟102号、前住所茨城県稲敷郡阿見町中央６丁目15番３号
破産者　斉藤　　勉
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
茨城県土浦市神立中央４丁目１番２―25号　県営神立アパート、前住所茨城県かすみがうら市宍倉6138番地３
破産者　青山　　香
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第７９号
群馬県前橋市樋越町668番地25
破産者　石本光津彦
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４号
富山県下新川郡入善町中沢402番地、旧住所東京都世田谷区三軒茶屋２丁目24番14号　エスポワール三軒茶屋101
破産者　金森　央洋
１　決定年月日　平成29年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部